

世田谷区特別養護老人ホーム入所指針

平成15年4月1日 制定
令和7年9月1日 最終改定

1 目的

この指針は、特別養護老人ホーム（以下「施設」という。）へ入所の必要性の高い入所希望者から入所できるよう、世田谷区内及び区外関係施設（別表1）の入所に関する統一基準を定めることにより、入所決定過程の透明性及び公平性を図り、施設の入所希望者が円滑に入所できることを目的とする。

2 入所対象者

入所の対象となる者は、世田谷区に住民登録を有する要介護3～5と認定された者のうち、常時介護を必要とし、かつ、居宅において介護を受けることが困難な者とする。ただし、要介護1～2の者については次のいずれかの要件を満たす場合に限り、入所の対象とする。

- (1) 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること。
- (2) 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること。
- (3) 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難な状態であること。
- (4) 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により、家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること。

3 入所希望申込方法

(1) 新規

入所の希望申込みは、原則として本人又は家族が、特別養護老人ホーム入所希望調査書（様式1）（以下「調査書」という。）を本人の住所地を管轄する総合支所保健福祉課に提出する。

(2) 更新

年1回、更新のための調査書を提出する。

(3) 変更

申込者は、入所の希望申込み後、介護者の状況など調査書の内容に変更が生じた場合には、調査書に基づき変更届を総合支所保健福祉課に提出する。

4 入所希望者名簿作成の手続き

(1) 評価基準

- ① 世田谷区は、調査書に基づき、入所希望者の状況等を総合的に勘案し、入所にかかる入所希望者名簿を作成する。
- ② 入所希望者の状況を勘案するにあたり、次の基準項目について、別表2によりポイントを付ける。

要介護度 介護期間 介護者等の状況 行動・心理症状

(2) 入所希望者名簿の作成

- ① 世田谷区は、総合支所保健福祉課で受け付けた調査書の内容を確認し、評価基準に基づきポイントを付ける。
- ② ポイントの高い順に施設別の入所希望者名簿を作成する。

(3) 入所希望者名簿登載調整会議

- ① 世田谷区は、入所希望者名簿登載調整会議（以下「調整会議」という。）を設置し、入所希望者名簿の作成にあたり名簿登載の調整を行う。
- ② 調整会議は、必要に応じ開催するものとする。
- ③ 調整会議の組織及び事務内容は、別に定めるものとする。

(4) 入所希望者名簿の送付及び更新

- ① 世田谷区は、入所希望者名簿の送付は年1回とし、調査書（写）とあわせて施設へ送付する。
- ② 世田谷区は、追加及び削除を行った名簿を毎月施設へ送付する。
- ③ 施設は、入所者の決定及び入所辞退者の状況を毎月世田谷区へ報告する。

(5) 入所希望者への通知

世田谷区は、入所希望者に対してポイントを通知する。

5 入所者の決定

(1) 入所検討委員会

- ① 施設は、入所者を決定するうえで意見聴取及び調整を行うために、入所検討委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。
- ② 施設は、委員会に関する要綱等を整備し、所掌事務、構成員等を定めるものとする。
- ③ 委員は、施設長、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の施設職員で構成するものとする。また、地域の代表者として加わっている評議員、地域の福祉関係者など施設職員以外の第三者を加えることが望ましいものとする。
- ④ 委員会は、施設長が招集し、区から提示された入所希望者名簿に基づく入所者の決定に関する意見徴収及び調整等の審議を行う。
- ⑤ 委員会は、入所の決定に係る審議の内容を記録し、2年間保管するものとする。
- ⑥ 災害や事故等により、委員会が開催できない場合は、施設長の判断により入所を決定できるものとする。

(2) 入所者の決定

- ① 施設長は、原則、区から提示された入所希望者名簿に基づき入所者の決定を行う。
- ② 施設長は、施設における適切な処遇及び運営を図るため、次の項目を勘案し、委員会の意見を徴したうえで、入所者の決定をするものとする。
 - i 性別（部屋単位の男女別構成）
 - ii ベッドの特性（認知症専用床等）
 - iii 施設の特性
 - iv その他特別に配慮しなければならない個別事情

(3) 特別な事由による入所

次に掲げる場合には、区の了解のもと、区が提示する入所希望者名簿によらず、世田谷区内及び区外関係施設（別表1）が相互協議の上、施設長の判断により入所を決定することができる。

- ① 大規模改修工事、改築工事等により、工事期間中、一時的に入所者の転所が必要な場合。
- ② 大規模改修工事、改築工事等により入所定員数が減少し、現入所者数が超過する場合。
- ③ 自然災害、人為的災害等による入所施設の破損等に伴う一時的な転所が必要な場合。
- ④ 事業廃止等により現施設への入所継続が困難となった場合。

6 適正運用

施設と世田谷区は、この指針の適正な運用について協力し連携を図るものとする。

7 情報の開示等

- (1) ポイントの通知及び入所希望者名簿に関する苦情等については、世田谷区がこれに応じるものとする。
- (2) 施設は、入所検討委員会における検討経過について、入所希望者やその家族から説明を求められた場合は、これに応じるものとする。
- (3) 施設は、入所決定結果に対する苦情等について、施設内における受付窓口を明確にし、適切な対応を行うことができるよう体制を整備するものとする。

8 情報の提供

世田谷区は、施設と協力して「特養ホーム施設ガイド（世田谷区版）」を作成し、入所希望申込みの際、施設を選ぶための資料として申込者へ施設情報を提示する。この「特養ホーム施設ガイド（世田谷区版）」は、年1回内容を更新するものとする。

9 その他

(1) 入所しない場合の取り扱い

入所決定等の連絡にもかかわらず、申込者の都合により入所を辞退した場合は、入所希望者名簿から削除することができる。

(2) 在宅と施設の相互利用の取り扱い

在宅と施設の相互利用（介護保険上の在宅・入所相互利用加算（要介護3～5）を含む）を実施する場合は、当入所指針によらず実施するものとする。実施にあたっては、事前に区と協議することとする。

(3) 居宅介護支援事業者等の協力

入所指針の趣旨が十分活かされるよう、入所希望者に対して、入所の希望申込などの相談、ケアプランの作成及び各種サービス調整などの支援について、世田谷区や関係機関と連携し、居宅介護支援事業者等のサービス提供者に協力を求めるとしている。

(4) 指針の見直し

この指針については、見直す必要が生じた場合は、隨時見直しを行うこととする。見直しは、世田谷区内施設及び世田谷区の協議により行うこととする。

(5) 指針の施行

この指針は、平成15年4月1日から施行する。

(6) 改定

この指針は、平成17年4月1日から施行する。

※「申込期間」の消除。

この指針は、平成18年4月1日から施行する。

※「要介護度」、「介護期間」、「介護者の状況」に加点。

この指針は、平成19年7月1日から施行する。

※その他「在宅と施設の相互利用の取り扱い」を追記。

この指針は、平成20年12月1日から施行する。

※別表2「2 介護期間」の一部を変更。

この指針は、平成21年11月1日から施行する。

※別表2「2 介護期間」「3 介護者等の状況」の一部を変更。

この指針は、平成22年5月1日から施行する。

※別表1「1 世田谷区内施設」にせたがや給田乃杜を追加。

この指針は、平成25年4月1日から施行する。

※別表2「3 介護者等の状況」の一部を変更。

この指針は、平成26年12月1日から施行する。

※別表1「1 世田谷区内施設」にエリザベート成城を追加。

この指針は平成27年4月1日から施行する。

※別表2「2 介護期間（最高30ポイント）」の一部を変更。

この指針は平成27年12月1日から施行する。

※「2 入所対象者」の一部を変更。

※別表1「1 世田谷区内施設」「2 世田谷区外施設」の住所の一部を変更。

この指針は、平成29年8月1日から施行する。

※別表1「1 世田谷区内施設」からさつき荘を削除。（平成29年7月31日事業廃止）

※別表1「1 世田谷区内施設」に深沢共愛ホームズを追加。

この指針は、平成29年9月1日から施行する。

※別表1「1 世田谷区内施設」にハートハウス成城を追加。

この指針は、平成30年3月1日から施行する。

※別表1「1 世田谷区内施設」に寿満ホームかみきたざわを追加。

この指針は、平成30年4月1日から施行する。

※別表1「1 世田谷区内施設」に世田谷希望丘ホームを追加。

この指針は、平成30年7月1日から施行する。

※別表1「1 世田谷区内施設」に下馬の家を追加。

この指針は、令和元年5月1日から施行する。

※別表1「1 世田谷区内施設」にラ・ストーリア馬事公苑を追加。

この指針は、令和元年9月1日から施行する。

※別表1「1 世田谷区内施設」にときわぎ世田谷を追加。

この指針は、令和元年10月1日から施行する。

※別表1「1 世田谷区内施設」にラペニ子玉川を追加。

この指針は、令和2年1月1日から施行する。

※別表1「1 世田谷区内施設」にさくらほうむを追加。

この指針は、令和2年3月1日から施行する。

※別表2「2 介護期間（最高30ポイント）」の一部を変更。

この指針は、令和4年6月1日から施行する。

※別表1「1 世田谷区内施設」にハートフル若林を追加。

この指針は、令和5年8月1日から施行する。

※別表1「1 世田谷区内施設」に弦巻の家を追加。

この指針は、令和7年5月1日から施行する。

※別表1「1 世田谷区内施設」に代田の家を追加。

この指針は、令和7年9月1日から施行する。

※入所者の決定「特別な事由による入所」を追記。

別表 1

1 世田谷区内施設

No.	施設名	住所
1	有隣ホーム	船橋2-15-38
2	久我山園	北烏山2-14-14
3	成城アルテンハイム	成城6-13-17
4	第2有隣ホーム	船橋2-15-38
5	フレンズホーム	下馬2-21-11
6	砧ホーム	砧3-9-11
7	千歳敬心苑	給田5-9-5
8	等々力の家	等々力8-26-16
9	博水の郷	鎌田3-16-6
10	喜多見ホーム	喜多見7-20-26
11	芦花ホーム	粕谷2-23-1
12	上北沢ホーム	上北沢1-28-17
13	きたざわ苑	北沢5-24-18
14	東京敬寿園	上祖師谷7-1-1
15	等々力共愛ホームズ	等々力1-24-11
16	フォーライフ桃郷	北烏山7-8-11
17	せたがや給田乃杜	給田5-3-5
18	エリザベート成城	成城8-27-14
19	深沢共愛ホームズ	深沢1-32-21
20	ハートハウス成城	成城3-2-9
21	寿満ホームかみきたざわ	上北沢1-32-11
22	世田谷希望丘ホーム	船橋6-25-25
23	下馬の家	下馬2-25-8
24	ラ・ストーリア馬事公苑	上用賀4-15-12
25	ときわぎ世田谷	下馬2-3-10
26	ラペニ子玉川	瀬田4-5-5
27	さくらほうむ	弦巻3-3-17
28	ハートフル若林	若林5-38-20
29	弦巻の家	弦巻5-34-5

30

代田の家

代田1-21-11

2 世田谷区外施設

No.	施設名	住所
1	ファミリーマイホーム	八王子市左入町373-1
2	第2サンシャインビラ	福生市福生3244-10
3	ヨコタホーム	福生市福生2300-4
4	大洋園	青梅市今井5-2440-141
5	日の出紫苑	日の出町大久野231-1
6	栄光の杜	日の出町平井3052
7	藤香苑	日の出町大久野3588-1
8	神明園	羽村市神明台4-2-2
9	愛全園	昭島市田中町2-25-3

別表 2

1 要介護度（最高 30 ポイント）

要介護度 1	5 ポイント	要介護度 2	10 ポイント	要介護度 3	20 ポイント
要介護度 4	25 ポイント	要介護度 5	30 ポイント		

2 介護期間（最高 30 ポイント）

【基 本】継続して要介護 1 以上であった期間を加点する。

6ヶ月以上	5 ポイント	1年以上	10 ポイント
1年 6ヶ月以上	15 ポイント	2年以上	20 ポイント

【加点分】継続して要介護 3 以上であった期間を加点する。

ただし、世田谷区に住民登録をしてからの期間とする。

2年未満	5 ポイント	2年以上	10 ポイント
------	--------	------	---------

3 介護者等の状況（最高 30 ポイント）

該当項目数によりポイントを加算する。

家族・親族がいない	30 ポイント								
介護者はいるが <ul style="list-style-type: none"> ・ 70 歳以上 ・ 介護保険の認定を受けている ・ 障害がある ・ 病弱である ・ 就労している ・ 複数の人を介護している ・ 遠方に住んでいる ・ 家が狭いなど介護できる環境でない ・ 精神的負担が大きい 	該当項目 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">4 個以上</td> <td style="width: 15%;">20 ポイント</td> </tr> <tr> <td>3 個</td> <td>15 ポイント</td> </tr> <tr> <td>2 個</td> <td>10 ポイント</td> </tr> <tr> <td>1 個</td> <td>5 ポイント</td> </tr> </table>	4 個以上	20 ポイント	3 個	15 ポイント	2 個	10 ポイント	1 個	5 ポイント
4 個以上	20 ポイント								
3 個	15 ポイント								
2 個	10 ポイント								
1 個	5 ポイント								

4 行動・心理症状（最高 10 ポイント）

行動・心理症状について該当項目数によりポイントを加算する。

徘徊があり目が離せない 暴力的な行為があり危険である 物が盗まれたり等でいさかいが絶えない 便をなすりつけたり不潔行為がある 夜間騒いで迷惑をかけている その他	該当項目が
	2 個以上 10 ポイント
	1 個 5 ポイント